

○三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合県央寮 管理規則

昭和45年3月30日

規則第2号

改正 昭和48年3月規則第1号

同 51年3月 同 第1号

同 57年4月 同 第4号

同 57年10月 同 第6号

平成4年4月 同 第1号

同 6年3月 同 第3号

同 12年5月 同 第4号

同 13年12月 同 第3号

同 14年3月 同 第3号

令和3年11月 同 第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合県央寮設置条例（昭和44年条例第1号）第4条の規定に基づき、広域養護老人ホーム県央寮（以下「県央寮」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 県央寮は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第1号の委託を受けた者を入所させ、法第2条に規定する基本的理念に従い、その者の福祉を図ることを目的とする。

(入所定員)

第3条 県央寮の入所定員は、次のとおりとする。

(1) 法第10条の4第1項第3号の委託を受けた者 3人

(2) 法第11条第1項第1号の委託を受けた者 100人

(入所の対象とならない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、県央寮への入所の対象としない。

(1) 感染症疾患を有し、他の入所者等に感染させるおそれのある者

(2) 精神障害があり、他の入所者に著しい迷惑を及ぼすおそれのある者

(3) その他管理者が適当でないと認めた者

(寮長の職務)

第5条 寮長は、管理者の命を受けて、県央寮の業務を掌理し、職員を指揮監督する。

(職員の職務内容)

第6条 職員は、寮長の命を受けて、次に掲げる事務に従事する。

(1) 生活指導員

ア 入所者に対する日課、相談等の生活指導に関する事。

イ 入所者の教養及び娯楽に関する事。

ウ 入所者の処遇に関する事。

エ 入所者の年金等に関する事。

オ 入所者の避難訓練に関する事。

(2) 事務員

ア 文書及び公印に関する事。

イ 予算及び決算並びに経理に関する事。

ウ 施設の管理に関する事。

エ 物品（給食用物品、処遇用物品、医薬品、治療材料及び医療器具を除く。）の管理に関する事。

オ 記録及び統計その他県央寮の庶務に関する事。

(3) 主任介護職員

ア 介護職員の指導に関する事。

イ 処遇用品の給貸与及び管理に関する事。

ウ 保護台帳及び介護日誌に関する事。

(4) 介護職員

ア 入所者の身回りの世話及び指導に関する事。

イ 居室の管理に関する事。

(5) 看護師又は准看護師

ア 入所者に対する保健衛生の指導に関する事。

イ 病人、負傷者の手当及び看護に関する事。

ウ 防疫及び消毒に関する事。

エ 静養室及び治療室の管理に関する事。

オ 医薬品、治療材料及び医療器具の管理に関する事。

(6) 栄養士

ア 献立表の作成に関する事。

イ 調理の指導に関する事。

ウ 給食の衛生管理に関する事。

エ 給食用物品の購入検収及び保管に関する事。

オ 調理室及び食堂の管理に関する事。

(7) 調理士

ア 調理及び配膳に関する事。

イ 調理材料の保管に関する事。

(8) 管理士

ア 清掃に関する事。

イ 連絡に関する事。

ウ その他県央寮の用務に関する事。

(9) 医師

ア 入所者の診察に関する事。

イ 入所者の医療扶助の要否に関する事。

(入所の依頼等)

第7条 法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第1号若しくは同条第2項の規定により県央寮へ入所を委託しようとする市町村長は、入所依頼書を寮長に提出しなければならない。

2 寮長は、前項の規定により入所依頼書を受理したときは、入所の諾否を当該市町村長に回答しなければならない。

(携行品)

第8条 県央寮に入所を決定された者が入所しようとするときは、次の物品を携行しなければならない。

(1) 寝具及び持ち合わせの衣類

(2) 身回り品及び日用品

(3) 写真

(4) 印鑑

(入所の場合の措置)

第9条 寮長は、新たな入所者に対し、直ちに次に掲げる措置をしなければならない。

- (1) 県央寮の目的、方針、日課その他必要な事項を説明すること。
- (2) 心身の状況、個性、境遇、経歴、教育程度、技能その他身上に関する調査を行い、これを記録すること。
- (3) 携行品を確認し、必要な措置をすること。
- (4) 健康診断を行い、必要な場合は、措置すること。

(入所者の処遇)

第10条 寮長は、入所者に対し、次に掲げる処遇を行うものとする。

- (1) 入所者の一身上又は処遇上のことについて、随時相談を受けること。
- (2) 入所者の保健衛生及び県央寮の環境衛生の向上に努め、特に次に掲げる事項に留意すること。

ア 入浴は、週2回以上とする。

イ 居室、静養室その他入所者が利用する部屋も年2回（春秋）清掃すること。

ウ 健康診断は、年2回以上とし、必要な場合は、措置すること。

エ 入所者が疫病し、又は負傷したときは、直ちに医師の指示に従い措置すること。

- (3) 必要により、入所者に衣類、寝具その他日常生活に必要な物品を貸与し、又は支給すること。
- (4) 給食は、熱量、成分、栄養と味覚、嗜好及び衛生に留意し、あらかじめ定めた献立表により、入所者の健康及び体力の維持向上に適した調理をすること。
- (5) 教養及び娯楽に関する刊行物、図書、テレビその他の設備を整備し、入所者の余暇を善用する習慣を養うとともに、演芸等のレクリエーションを適宜行うこと。

(入所者の遵守事項)

第11条 入所者は、職員に協力し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるとともに、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 寮長の定めた日課に従い、規律ある生活をする事。
- (2) 身の清潔及び整とんに努めること。
- (3) 火気の取扱いに注意すること。
- (4) 寮長の指示に反する行為をしないこと。

(外出の承認)

第12条 入所者は、外出しようとするときは、あらかじめ外出先、外出時間、外泊の有無その他必要な事項を寮長に申し出て、承認を受けなければならない。

(退所)

第13条 寮長は、入所者が次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、退所させることができる。

- (1) 入所の必要がないと認めるもの
- (2) 寮内の秩序を乱し、再三の注意に従わないもの
- (3) 退所処分にすることが、他の共同利益になると認めるもの

(死亡又は退所の通知)

第14条 寮長は、入所者が死亡し、又は退所したときは、直ちに当該市町村長に通知しなければならない。

(葬祭の委託)

第15条 寮長は、入所死亡者について、当該市町村長から依頼があったときは、葬祭を行うものとする。

(寄附金品の処理)

第16条 寮長は、寄附金品を受領したときは、直ちに管理者に報告し、その処理について指示を受けなければならない。

(災害対策)

第17条 寮長は、火気取締責任者となり、災害防止のため、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) あらかじめ災害の際に避難すべき場所を定めておくこと。
- (2) 消火、避難並びに警報の設備及び火災発生のおそれのある箇所を常に点検すること。
- (3) 災害の際の避難、救出及び消火の役割並びに編成を定め、掲示すること。
- (4) 災害に対処するため、避難、救出及び消火の訓練を随時行うこと。

(入所者の就業)

第18条 入所者は、寮長の許可を得て、就業に従事することができる。ただし、健康の保持及び寮内の秩序の維持に留意しなければならない。

(その他)

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年3月規則第1号）

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年3月規則第1号）

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年10月規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年4月規則第1号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年3月規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年5月規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年12月規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の三条・燕・西蒲・南蒲広域養護老人ホーム施設組合県央寮管理規則の規定は、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成14年3月規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年11月規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。